

【別 表】

措 置 要 件	期 間
1 贈 賄	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が新宿区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 役員又はその支店若しくは営業所を代表するものでアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>1 2月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p>
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上 9月以内</p>
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上 9月以内</p> <p>1月以上 5月以内</p>
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4月以上12月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 3月以内</p>

措 置 要 件	期 間
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	当該認定をした日から
(1) 新宿区発注の契約履行上の事故の場合	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	6 月以上 1 2 月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	2 月以上 6 月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者を出した場合	2 月以上 6 月以内
エ 事故を発生させ、従業員に負傷者を出し、当該事故が重大であると認められる場合	1 月以上 5 月以内
オ 事故を発生させた場合（軽微なものを除く。）	1 月以上 3 月以内
(2) 新宿区発注の契約以外の契約において東京都内で事故を発生させ、公衆、従業員その他関係者に死者又は多数の負傷者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1 月以上 3 月以内
(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1 月以上 5 月以内
3 契約履行成績不良等	当該認定をした日から
(1)新宿区発注の契約において、その履行に際し必要な措置を怠った場合又は著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 1 2 月以内
(2)新宿区発注の契約において、契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	1 月以上 1 2 月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為	
(1) 談 合 有資格者である個人、有資格業者の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	6 月以上 2 4 月以内 4 月以上 1 2 月以内 2 月以上 6 月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(2) 独占禁止法違反行為 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 1 2 月以内 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(3) あっせん利得 「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）」に違反（契約に関するもの）し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 1 2 月以内 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(4) 建設業法違反 「建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p>	<p>営業停止処分を知った日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内</p>
<p>(5) 競売入札妨害 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪の容疑により起訴された場合</p>	<p>起訴を知った日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>6 月以上 2 4 月以内 4 月以上 1 2 月以内 2 月以上 6 月以内</p>
<p>(6) その他社会的信用の失つ 前 5 項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失つたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から  1 月以上 9 月以内</p>

措 置 要 件	期 間
5 入札参加における虚偽記載	当該認定をした日から
<p>新宿区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1月以上 9月以内
6 入札参加資格申請における虚偽申請	当該認定をした日から
<p>新宿区の競争入札参加資格申請において、申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1月以上12月以内
7 不誠実な行為	
(1) 落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1月以上12月以内
(2) 新宿区発注の契約において、契約約款等に定める契約条項に反する行為を行い、契約の相手方として著しく不相当と認められる場合	1月以上12月以内
8 その他不正な行為	当該認定をした日から
<p>4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1月以上12月以内